

＜令和8年度版＞

民法の逐条解説（相続）

（全条文の解説）

【目次】

第5編 相続	
第1章 総則（882～885条）	p 3～5
第2章 相続人（886～895条）	p 6～15
第3章 相続の効力	
第1節 総則（896～899条の2）	p 16～22
第2節 相続分（900～905条）	p 23～36
第3節 遺産の分割（906～914条）	p 37～52
第4章 相続の承認及び放棄	
第1節 総則（915～919条）	p 53～57
第2節 相続の承認	
第1款 単純承認（920・921条）	p 58・59
第2款 限定承認（922～937条）	p 60～77
第3節 相続の放棄（938～940条）	p 78・79
第5章 財産分離（941～950条）	p 80～91
第6章 相続人の不存在（951～959条）	p 92～99
第7章 遺言	
第1節 総則（960～966条）	p 100～102
第2節 遺言の方式	
第1款 普通の方式（967～975条）	p 103～113
第2款 特別の方式（976～984条）	p 113～121
第3節 遺言の効力（985～1003条）	p 121～140
第4節 遺言の執行（1004～1021条）	p 141～161

民法（相続）

第5節 遺言の撤回及び取消し（1022～1027条）	p 162～166
第8章 配偶者の居住の権利	
第1節 配偶者居住権（1028～1036条）	p 167～179
第2節 配偶者短期居住権（1037～1041条）	p 180～187
第9章 遺留分（1042～1049条）	p 188～203
第10章 特別の寄与（1050条）	p 204～207

本文中の赤字：令和7年10月1日施行分

第5編 相続

第1章 総則

（相続開始の原因）

第882条 相続は、死亡によって開始する。

【相続開始の原因】（882条）

■ 相続が始まるタイミング

相続は、死亡をきっかけに始まります。

なので、生きている間に、その人の相続が始まることはできません。

（相続開始の場所）

第883条 相続は、被相続人の住所において開始する。

【相続開始の場所】（883条）

■ 相続が始まる場所

相続は、被相続人（死亡した人）の住所で始まります。

具体的には、相続に関する裁判をする裁判所や相続税の申告先が決まります。

たとえば、山梨県甲府市に住所のあるAさんが死亡した場合、

次の①や②のようになります。

① Aさんの相続人の間で、遺産分割について揉めて裁判をする場合、
原則として、甲府家庭裁判所でする

② Aさんの相続税は、甲府税務署に申告する

（相続回復請求権）

第884条 相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から20年を経過したときも、同様とする。

【相続回復請求権】（884条）

■ 相続回復請求権が時効で消滅する場合

相続回復請求権は、次の①②どちらかに該当する場合、時効で消滅します。

- ① 相続人や相続人の法定代理人が、相続する権利を侵害されたことを知った時点から5年が過ぎた
- ② 相続が始まった時点から20年が過ぎた

相続回復請求権は、本当は相続人でないけど、相続人のように見える人（表見相続人といいます）が、相続人のように相続財産を管理したり、第三者に売った場合に、その人から相続財産を取り返せる権利のことです。

たとえば、Aさんが死亡して、Aさんには2人の子（Bさん、Cさん）がいて、Bさんは、相続欠格に該当して、相続人になれませんが、Bさんは、相続欠格について良く知らなかったので、自分は相続人だと思い込んでいました。（相続欠格については、891条にあります）

Bさん（表見相続人）は、Aさんが所有していた甲土地の半分は自分が相続したと思い込んで、Dさん（第三者）に、甲土地を半分売りました。

この場合、Bさんは、本当は相続人でないので、Cさんは、相続回復請求権を使って、Dさんから、甲土地の半分を取り返すことができます。

Cさんの相続回復請求権は、次の①か②に該当する場合、時効で消滅します。

- ① Cさんが、自分の相続権が侵害された（Bさんが、甲土地の半分をDさんに売った）ことを知った時点から5年が過ぎた
- ② Aさんが死亡して、相続が始まった時点から20年が過ぎた。

（相続財産に関する費用）

第885条 相続財産に関する費用は、その財産の中から支弁する。
ただし、相続人の過失によるものは、この限りでない。

【相続財産に関する費用】（885条）

■ 相続財産に関する費用の支払方法

相続財産に関する費用は、相続財産の中から支払います。
ただし、相続人の過失で発生した費用については、その相続人が払います。

たとえば、Aさんが死亡して、Aさんには2人の子（Bさん、Cさん）がいますが、BさんとCさんの間で遺産分割協議をするまでの間に、相続財産の甲建物の固定資産税（費用）を払う場合は、相続財産の中から支払います。

ただし、Bさん（相続人）の不注意（過失）で、甲建物の屋根を壊した場合の修理費用は、Bさんが支払います。

第2章 相続人

(相続に関する胎児の権利能力)

第886条 胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。

【相続に関する胎児の権利能力①】（886条1項）

■ 胎児がいる場合

胎児は、相続については、既に生まれたものとみなされるので、母親のお腹の中にいる段階で、相続人になります。

たとえば、Aさんが死亡した時点で、Bさん（Aさんの妻）のお腹の中にCちゃん（胎児）がいる場合、Cちゃんは、相続については、既に生まれたとみなされるので、Aさんの相続人になります。

Cちゃんが相続財産を受け取ることができるのは、無事に生まれた後なので、生まれる前に、Bさんが代理で、Cちゃんの分の相続財産を受け取ることはできません。

2 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、適用しない。

【相続に関する胎児の権利能力②】（886条2項）

■ 死産だった場合

前項（886条1項）は、死産だった場合は、適用されません。

886条1項の例で、Cちゃんが死産だった場合、Cちゃんは、Aさんの相続人にはなりません。

（子及びその代襲者等の相続権）

第887条 被相続人の子は、相続人となる。

【子・孫の相続権①】（887条1項）

■ 被相続人に子がいる場合

被相続人（死亡した人）の子は、相続人になります。

嫡出子はもちろん、非嫡出子・養子も、この条文の「子」に含まれます。

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

【子・孫の相続権②】（887条2項）

■ 代襲相続（だいしゅう そうぞく）になる場合

被相続人の子が、次の①②どちらかに該当した場合、その人の子

（被相続人から見ると孫）が、代わりに相続人になります。（代襲相続）

① 相続が始まる前に死亡していた

② 891条（相続欠格）に該当するか、廃除されて、相続人になれない

ただし、被相続人の子の子が、被相続人の直系卑属に該当しない場合は、代襲相続できません。

たとえば、Aさんが死亡するより前に、Bさん（Aさんの子）が事故で死亡していた場合、Cさん（Bさんの子、Aさんの孫）が代襲相続で、Bさんの代わりに相続人になります。

ただし、もし、BさんがAさんの養子で、Cさんは、A B間で養子縁組をする前に生まれていた場合、Cさんは、Aさんの直系卑属に該当しないので代襲相続できません。（養子縁組の後に生まれた場合は、代襲相続できます）

民法（相続）

- 3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

【子・孫の相続権③】（887条3項）

■ 再代襲相続になる場合

前項（887条2項）は、代襲者（例：孫）が、次の①②どちらかに該当した場合に準用されます。

- ① 相続が始まる前に死亡していた
- ② 891条（相続欠格）に該当するか、廃除されて、相続人になれない

887条2項の例で、Aさんが死亡するより前に、Bさんが事故で死亡して、さらにCさんも病気で死亡していた場合、CさんにDちゃん（子）がいれば、Dちゃん（Aさんのひ孫）が、BさんやCさんの代わりに、Aさんの相続人になります。

これを「再代襲」といいます。（代襲の代襲）

上の例でいうと、次のようにになります。

- ・ Cさん（孫）が、Bさん（子）の代わりに、Aさんの相続人になる
⇒ 代襲
- ・ Dさん（ひ孫）が、Cさん（孫）の代わりに、Aさんの相続人になる
⇒ 再代襲

※ 888条は、削除されました

民法（相続）

(直系尊属及び兄弟姉妹の相続権)

第889条 次に掲げる者は、第887条の規定により相続人となるべき者がない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

- 一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
- 二 被相続人の兄弟姉妹

【直系尊属・兄弟姉妹の相続権①】（889条1項）

■ 直系尊属や兄弟姉妹が相続人になる場合

次の①②に該当する人は、887条で相続人になる人がいない場合、次の①②の順番で相続人になります。

① 被相続人の直系尊属 例：父母、祖父母

ただし、親等が違う人がいる場合、親等が近い人が相続人になります

② 被相続人の兄弟姉妹

①は、たとえば、Aさんが死亡して、Aさんには子がいない場合、Aさんの父母（直系尊属）が相続人になります。

もし、Aさんの母親が健在で、Aさんの父親は、Aさんが死亡する前に事故で死亡していますが、Aさんの父親の母親（Aさんから見ると祖母）が健在の場合、直系尊属は、Aさんの母親と、Aさんの父方の祖母（父親の母親）がありますが、Aさんの母親は1親等、Aさんの祖母は2親等なので、親等が近いAさんの母親が相続人になります。（Aさんの祖母は相続人なりません）

相続人になる順番は、子（第1順位）、直系尊属（第2順位）、兄弟姉妹（第3順位）で、数の小さい順位の相続人がいる場合、それより大きい順位の人は相続人にはなりません。

たとえば、子がいる場合、直系尊属と兄弟姉妹は相続人なりません。兄弟姉妹が相続人になるのは、子・直系尊属が両方ともいない場合です。

2 第887条第2項の規定は、前項第2号の場合について準用する。

【直系尊属・兄弟姉妹の相続権②】（889条2項）

■ 相続人が兄弟姉妹の場合の代襲相続

887条2項は、前項（889条1項）第2号にある、被相続人の兄弟姉妹が相続人になる場合に準用されるので、兄弟姉妹についても、代襲相続があります。

たとえば、Aさんが死亡して、Aさんには子・直系尊属はいないけど、Bさん兄弟（Aさんの兄弟）がいて、Aさんが死亡するより前に、Bさんが事故で死亡していた場合、Cさん（Bさんの子、Aさんの甥・姪）が代襲相続で、Bさんの代わりに相続人になります。

（配偶者の相続権）

第890条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第887条又は前条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

【配偶者の相続権】（890条）

■ 配偶者は、常に相続人になる

被相続人の配偶者（妻・夫）がいる場合、必ず相続人になります。そして、887条や前条（889条）で相続人になる人がいれば、その人と同じ順位になります。

たとえば、Aさん（夫）が死亡して、Bさん（Aさんの妻）、Cさん（Aさん・Bさんの子）がいる場合、BさんとCさんの両方が、Aさんの相続人になります。

Cさんは、子（第1順位）なので、Bさんも第1順位になります。

（相続人の欠格事由）

- 第891条 次に掲げる者は、相続人となることができない。
- 一 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者
 - 二 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない。
 - 三 詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者
 - 四 詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者
 - 五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

【相続人の欠格事由】（891条）

■ 相続欠格に該当する場合

次の①～⑤のどれかに該当する人は、自動的に相続人でなくなります。これを「相続欠格」といいます。

- ① わざと、被相続人・自分より上の順位の相続人・自分と同じ順位の相続人を殺したり、殺そうとして、刑罰を受けた人
- ② 被相続人が殺されたことを知りながら、犯人を告発・告訴しなかった人
<告発・告訴しなくても相続欠格に該当しない場合>
 - ・その人に是非の弁別がない場合
 - 例：幼い子で、良いことと悪いことの区別がつかない
 - ・犯人が自分の配偶者や自分の直系血族だった場合
- ③ 被相続人が生きている間に、その人をだましたり・脅して、遺言を作ったり、撤回したり、取り消したり、変更することを妨害した人
- ④ 被相続人が生きている間に、その人をだましたり・脅して、遺言を作ったり、撤回したり、取り消したり、変更させた人
- ⑤ 被相続人の遺言書を偽造（例：偽物を作る）、変造（例：遺言書の一部を書き換える）、破棄（捨てる）、隠匿（隠す）した人

（推定相続人の廃除）

第892条 遺留分を有する推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下同じ。）が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。

【推定相続人の廃除】（892条）

■ 推定相続人を廃除できる場合

遺留分のある推定相続人（相続人になる予定の人）が、次の①～③のどれかに該当した場合、被相続人は、推定相続人を廃除して、相続人にならないようにすることを、家庭裁判所に請求できます。

① 被相続人を虐待した 例：暴力、暴言

② 被相続人に重大な侮辱を与えた

例：両親の反対を無視して暴力団員と結婚して、父親（被相続人）の名前で披露宴の招待状を出した（たちの悪い親泣かせ）

③ 被相続人に対して、①②以外の著しい非行があった

例：ギャンブルで作った借金を、被相続人に払わせた

たとえば、Bさん（Aさんの子）が、Aさんに繰り返し暴言を吐いてAさんを虐待するので、Aさんは、自分の財産をBさんに相続させたくない場合、Bさんを相続人から廃除するように、家庭裁判所に請求できます。

(遺言による推定相続人の廃除)

第893条 被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思を表示したときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求しなければならない。この場合において、その推定相続人の廃除は、被相続人の死亡の時にさかのぼってその効力を生ずる。

【遺言による推定相続人の廃除】（893条）

■ 遺言で推定相続人を廃除する場合

被相続人が、遺言で推定相続人を廃除する意思表示をした場合、遺言執行者（遺言の内容を実行する人。遺言で指定できます）は、遺言が有効になった後、遅滞なく、被相続人が遺言で指定した推定相続人の廃除を、家庭裁判所に請求する義務があります。

この場合、推定相続人の廃除の効力は、被相続人が死亡した時点に遡って有効となるので、廃除された推定相続人は、最初から相続人にならなかつたことになります。（遡及効）

たとえば、Aさんが、遺言で、Bさん（Aさんの子。推定相続人）を廃除すると意思表示をした場合、Cさん（遺言執行者。Aさんが遺言で指定）は、Aさんが死亡して遺言が有効になった後、遅滞なく、Bさんの廃除を、家庭裁判所に請求する義務があります。

その後、家庭裁判所が廃除を認めた場合、Bさんは、最初からAさんの相続人にならなかつたことになります。

（推定相続人の廃除の取消し）

第894条 被相続人は、いつでも、推定相続人の廃除の取消しを家庭裁判所に請求することができる。

【推定相続人の廃除の取消し①】（894条1項）

■ 廃除を取り消せる場合

被相続人は、生きている間はいつでも、推定相続人の廃除の取消しを家庭裁判所に請求できます。

たとえば、Aさんが、繰り返し暴言を吐くBさん（Aさんの子）を廃除した後で、Bさんが反省して、暴言が止まった場合、Aさんは、いつでも、Bさんの廃除の取消しを、家庭裁判所に請求できます。
「できる」なので、取り消さなくてもOKです。

2 前条の規定は、推定相続人の廃除の取消しについて準用する。

【推定相続人の廃除の取消し②】（894条2項）

■ 遺言で廃除を取り消す場合

前条（893条）は、推定相続人の廃除の取消しに準用されるので、遺言で廃除を取り消すこともできます。

894条1項の例で、Aさんが、遺言で、Bさんの廃除を取り消すように意思表示をした場合、遺言執行者は、遺言が有効になった後、遅滞なく、Bさんの廃除の取消しを、家庭裁判所に請求する義務があります。

その後、家庭裁判所がBさんの廃除を取り消した場合、Bさんは、最初からAさんの相続人だったことになります。

民法（相続）

（推定相続人の廃除に関する審判確定前の遺産の管理）

第895条 推定相続人の廃除又はその取消しの請求があった後その審判が確定する前に相続が開始したときは、家庭裁判所は、親族、利害関係人又は検察官の請求によって、遺産の管理について必要な処分を命ずることができる。推定相続人の廃除の遺言があったときも、同様とする。

【推定相続人の廃除と審判確定前の遺産管理①】（895条1項）

■ 廃除の審判が確定する前に相続が開始した場合

推定相続人の廃除や、廃除の取消しの請求があった後で、審判（結論）が確定する前に、被相続人が死亡して相続が始まった場合、家庭裁判所は、親族・利害関係人・検察官のうち誰かの請求があれば、遺産の管理について必要な処分（例：遺産の管理者を選ぶ）を命じることができます。推定相続人を廃除する遺言があった場合も、同じ扱いになります。

たとえば、Aさんが、繰り返し暴言を吐くBさん（Aさんの子）の廃除を家庭裁判所に請求した後で、廃除するかどうかの審判が確定する前に、Aさんが死亡して相続が始まった場合、家庭裁判所は、Cさん（Aさんの妻）の請求があれば、Aさんの遺産のうち、Bさんが管理している遺産を、これからはCさんが管理するように命じることができます。Aさんが、遺言でBさんを廃除する遺言があった場合も、同じ扱いです。

2 第27条から第29条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が遺産の管理人を選任した場合について準用する。

【推定相続人の廃除と審判確定前の遺産管理②】（895条2項）

■ 不在者の財産管理と同じ扱いになるもの

次の条文は、家庭裁判所が遺産の管理人を選んだ場合に準用されます。

- ・ 27条（管理人の職務）
- ・ 28条（管理人の権限）
- ・ 29条（管理人の担保提供及び報酬）

第3章 相続の効力

第1節 総則

(相続の一般的効力)

第896条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

【相続の一般的効力】（896条）

■ 相続人が引き継ぐ権利・義務

相続人は、相続が始まった時点から、原則として、被相続人の財産にあるすべての権利・義務を引き継ぎます。

ただし、被相続人の一身専属権は、引き継ぎません。

一身専属権の例：車の運転免許、行政書士の資格

たとえば、Aさん（被相続人）が死亡した場合、Bさん（相続人）は、原則として、相続が始まった時点から、Aさんの財産にあるすべての権利・義務を引き継ぎます。

ただし、Aさんの運転免許を引き継ぐことはできません。

民法（相続）

（祭祀に関する権利の承継）

第897条 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。

【祭祀に関する権利の承継①】（897条1項）

■ 仏壇やお墓の所有権を引き継ぐ人

系譜（例：家系図）、祭具（例：仏壇）、墳墓（例：お墓）の所有権は、前条（896条）に関係なく、慣習に従って、祖先を祭る主宰者が引き継ぎます。

ただし、被相続人が主宰者を指定した場合、指定された人が引き継ぎます。

たとえば、Aさんが死亡した場合、Aさんの地域では「長男が引き継ぐ」という慣習があれば、Aさんが管理していたお墓は、Aさんの長男が引き継ぎます。

ただし、Aさんが「お墓は次男が引き継ぐ」と指定した場合、Aさんの次男がお墓を引き継ぎます。

実際は、相続人で話し合って決めることがほとんどです。

2 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。

【祭祀に関する権利の承継②】（897条2項）

■ 仏壇やお墓の所有権の引き継ぎについて慣習がない場合

前項（897条1項）で、慣習がない場合、仏壇やお墓などの所有権を引き継ぐ人は、家庭裁判所が決めます。

（実際に家庭裁判所が決めるることは、ほとんどないようです）

（相続財産の保存）

第897条の2 家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。ただし、相続人が一人である場合においてその相続人が相続の単純承認をしたとき、相続人が数人ある場合において遺産の全部の分割がされたとき、又は第952条第1項の規定により相続財産の清算人が選任されているときは、この限りでない。

【相続財産の保存①】（897条の2第1項）

■ 相続財産の保存に必要な処分を命じることができる場合

家庭裁判所は、利害関係人や検察官の請求があれば、いつでも、相続財産の管理人を選ぶなど、相続財産の保存に必要な処分を命じることができます。

たとえば、Aさんは、Bさんの宝石を預かっていましたが、Bさんが死亡したので、預かっていた宝石を、Bさんの相続人に返そうとしたましたが、どの相続人からも「そんな高価な宝石は自分だと管理できないから、他の相続人に返してくれ」と、宝石の受け取りを拒否されました。この場合、家庭裁判所は、Aさん（利害関係人）の請求があれば、いつでも、Bさんの相続財産の管理人を選んで、宝石（相続財産）の保存に必要な処分を命じることができます。

例外として、次の①～③のどれかに該当する場合、相続財産の保存に必要な処分を命じることはできません。

① 相続人が1人で、その相続人が単純承認をした

例：Bさんの相続人がCさん1人で、Cさんが単純承認をした

② 相続人が複数いて、遺産の全部を分割した

例：Bさんの相続人がDさん・Eさんの2人で、Bさんの遺産の全部をDさん・Eさんで分割した

③ 952条1項に基づいて、相続財産の清算人が選ばれている

例：Bさんの相続財産について、Fさん（清算人）が選ばれている

⇒ 宝石の管理は、Fさんが行う

民法（相続）

2 第27条から第29条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。

【相続財産の保存②】（897条の2第2項）

■ 相続財産の管理人に準用される条文

次の条文は、前項（897条の2第1項）で、家庭裁判所が相続財産の管理人を選んだ場合に準用されます。

- ・ 27条（管理人の職務）
- ・ 28条（管理人の権限）
- ・ 29条（管理人の担保提供及び報酬）

27条～29条は、不在者（いなくなつた人）の財産を管理する管理人についての条文ですが、相続財産の管理人についても、同じルールになります。

（共同相続の効力）

第898条 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

【共同相続の効力①】（898条1項）

■ 相続人が2人以上いる場合

相続人が2人以上いる場合、相続財産は、遺産分割が終わるまでの間は、すべての相続人で共有していることになります。

たとえば、Aさんが死亡して、相続人がBさん・Cさん・Dさんの3人の場合、Aさんの相続財産（甲建物）は、遺産分割が終わるまでは、Bさん・Cさん・Dさんで共有していることになります。

2 相続財産について共有に関する規定を適用するときは、第900条から第902条までの規定により算定した相続分をもって各相続人の共有持分とする。

【共同相続の効力②】（898条2項）

■ 相続財産について、共有に関する条文を適用する場合の相続分
相続財産について、共有に関する条文を適用する場合、次の条文で
計算した相続分が、各相続人の共有持分になります。

- ・法定相続分（900条、901条）
- ・指定相続分（902条）※ 遺言で相続分が指定されている場合

898条1項の例で、Aさんは遺言を書いてなくて、Bさん・Cさん・Dさんは全員Aさんの子だった場合、3人の相続分は3分の1ずつに
なるので、遺産分割が終わるまでの間、3人のうち誰が甲建物を使うかを
決めるには、3人のうち2人の賛成が必要です。

（共有物の管理行為に該当するので、過半数の賛成が必要）

第899条 各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を
承継する。

【共同相続の効力③】（899条）

■ 被相続人の権利・義務を引き継ぐ割合
各共同相続人は、自分が相続する分に応じて、被相続人が持っていた
権利・義務を引き継ぎます。

898条2項の例で、相続分が3分の1ずつだった場合、Bさん・Cさん・Dさんは、Aさんが持っていた権利・義務を3分の1ずつ引き継ぎます。

相続人が2人以上いる場合、相続人のことを「共同相続人」といいます。
(特別な相続人という意味ではなく、単に2人以上いるだけの話です)

<講座案内>

ステップアップファーストでは、次の講座を開講しています。

- ・行政書士通学講座（個別指導）
- ・行政書士通信講座（個別指導）

各講座の詳細は、ホームページをご確認ください。

「ステップアップファースト」で検索】

また、行政書士通学講座については「個別受講相談」を実施しています。

ご相談は無料で、随時開催しています。（予約制）

個別受講相談のご予約は、ホームページのお問い合わせフォーム、
またはお電話（055-215-2059）で承っております。

~~~~~  
<合格者の声>（行政書士通学講座）

法律知識ゼロからのスタートで、半年間の勉強で一発合格できました。

先生の講座のおかげです。（T.G.さん）

~~~~~  
<合格者の声>（行政書士通信講座）

「過去問や模試を2時間で解く」ということが大きな力となりました。
本試験でも2時間で解くペースを持ち続けられたからこそ1時間の余裕が
生まれ、落ち着いて再度解答確認が出来たことで得点を大きく伸ばすことが
出来ました。

半年間のご指導をどうも有難うございました。（K.W.さん）

<教材案内>

ステップアップファーストでは、オリジナル教材を販売しています。

各教材の詳細は、ホームページの「オンラインショップ」をご確認ください。

<逐条解説>

No.1 行政手続法の逐条解説

No.6 民法の逐条解説（債権総論）

No.2 行政不服審査法の逐条解説

No.7 民法の逐条解説（債権各論）

No.3 行政事件訴訟法の逐条解説

No.8 民法の逐条解説（親族）

No.4 民法の逐条解説（総則）

No.9 民法の逐条解説（相続）

No.5 民法の逐条解説（物権）

No.10 個人情報保護法の逐条解説

<問題集>

No.1 行政手続法の問題集

No.6 民法の問題集（債権総論）

No.2 行政不服審査法の問題集

No.7 民法の問題集（債権各論）

No.3 行政事件訴訟法の問題集

No.8 民法の問題集（親族）

No.4 民法の問題集（総則）

No.9 民法の問題集（相続）

No.5 民法の問題集（物権）

No.10 個人情報保護法の問題集

<勉強法>

No.1 もうひとつの勉強法

No.2 基礎知識の足切り対策

<合格者の声>

先生のサイトの教材に出会えて、今年度の行政書士試験に合格することができました。ほんとうにありがとうございました。

行政法関連の逐条解説は、印刷してパインダーに綴じて持ち歩いていました。行政書士の試験では条文の読み込みはとても重要ですが、難しい言い回しの条文は何度読んでも、理解ができないければ、何の意味もなく、むしろ時間の無駄に感じていました。

先生の逐条解説は、何よりも難しい言い回しの条文をとてもわかり易い例え話で説明されていて、お陰で、条文という堅い読み物が、エッセーでも読んでいるような感じで、何度も繰り返して読めました。

一般の書籍では手に入らない、貴重な逐条解説だと思います。（S.Y.さん）